

茨城県過疎地域等における県税の特別措置について

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る県税の特別措置（課税免除）

茨城県では、本県の過疎地域のうち過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」）内において、対象事業の用に供する設備を取得等し、次の要件に該当する場合は、県税の課税免除を受けることができます。

対象地域	過疎地域（常陸太田市（旧水府村、旧里美村）※、潮来市（旧牛堀町）、常陸大宮市（旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村）、稲敷市、かすみがうら市（旧霞ヶ浦町）、桜川市、行方市、城里町（旧桂村、旧七会村）、大子町、河内町、利根町）の産業振興促進区域 ※過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い過疎地域の対象外となった旧金砂郷町については、令和9年3月31日まで経過措置があります。																			
対象事業	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業、（個人事業に係る）畜産業、水産業																			
適用要件	<p>・過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた事業の用に供する設備を取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修のための工事による取得又は建設を含む）し、以下の取得価額等の要件を満たした場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>資本金の規模</th> <th>対象となる設備投資</th> <th>取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">製造業・旅館業</td> <td>5,000万円以下（個人を含む）</td> <td>取得等</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超1億円以下</td> <td rowspan="2">新設又は増設のみ</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報サービス業等・農林水産物等販売業</td> <td>5,000万円以下（個人を含む）</td> <td>取得等</td> <td rowspan="2">500万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超</td> <td>新設又は増設のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>・畜産業又は水産業を行う個人について、当該事業を行う者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計が当該年の延べ労働日数の1/3を超え、1/2以下である場合</p>	事業の種類	資本金の規模	対象となる設備投資	取得価額	製造業・旅館業	5,000万円以下（個人を含む）	取得等	500万円以上	5,000万円超1億円以下	新設又は増設のみ	1,000万円以上	1億円超	2,000万円以上	情報サービス業等・農林水産物等販売業	5,000万円以下（個人を含む）	取得等	500万円以上	5,000万円超	新設又は増設のみ
事業の種類	資本金の規模	対象となる設備投資	取得価額																	
製造業・旅館業	5,000万円以下（個人を含む）	取得等	500万円以上																	
	5,000万円超1億円以下	新設又は増設のみ	1,000万円以上																	
	1億円超		2,000万円以上																	
情報サービス業等・農林水産物等販売業	5,000万円以下（個人を含む）	取得等	500万円以上																	
	5,000万円超	新設又は増設のみ																		
特別措置の内容	<p>&lt;法人事業税&gt; 設備投資に係る増加従業者数の割合に応じて、3年間免除</p> <p>&lt;不動産取得税&gt; 設備投資に係る家屋又はその敷地の取得に係る税額を免除 ※土地については、取得後1年以内にその土地を敷地とする家屋の建設に着手した場合に限る。</p> <p>&lt;個人事業税&gt; 設備投資に係る増加従業者数の割合に応じて、3年間免除（畜産業又は水産業の場合は、5年間免除）</p> <p>&lt;県が課税する固定資産税&gt; 設備投資に係る償却資産に係る税額を3年間免除</p>																			
適用期限	令和6年3月31日まで																			

○ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に係る県税の特別措置（不均一課税）

茨城県では、本県の原子力発電施設等立地地域内において、対象事業の用に供する設備を新設又は増設し、次の要件に該当する場合は、県税を不均一課税（税率を軽減）します。

対象地域	水戸市（旧内原町を除く）、日立市（旧十王町を除く）、常陸太田市（旧里美村、旧水府村を除く）、ひたちなか市、茨城町、大洗町、東海村、那珂市、常陸大宮市（旧大宮町）、鉾田市（旧旭村、旧鉾田町）
対象事業	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業
適用要件	事業年度内（個人の場合は事業年内）に2,700万円を超える額の対象事業に係る設備（建物及びその附属設備、償却資産）を新設又は増設した場合で、製造業以外の対象事業にあっては、増加雇用量が15人を超える場合
特別措置の内容	<p>&lt;法人事業税&gt; 3年間の税率を軽減 免除率 初年度1/2→2年度1/4→3年度1/8</p> <p>&lt;不動産取得税&gt; 新增設に係る家屋又はその敷地である土地の取得に係る税率を軽減 免除率 9/10 ※土地については、取得後1年以内にその土地を敷地とする家屋の建設に着手した場合に限る。</p> <p>&lt;個人事業税&gt; 3年間の税率を軽減 免除率 初年度1/2→2年度1/4→3年度1/8</p> <p>&lt;県が課税する固定資産税&gt; 3年間の税率を軽減 免除率 初年度9/10→2年度3/4→3年度1/2</p>
適用期限	令和7年3月31日まで

○ 特別措置の手続き

特別措置を受けようとする税目に関する申告期限までに、申告書及び必要書類により管轄の県税事務所へ申請してください。申告書の様式については、下記のURLからダウンロードできますのでご利用ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/tax/index.html>

